

奈良市都市計画マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定懇話会開催要領

(趣旨)

第1条 本市における都市計画法第18条の2、都市再生特別措置法第81条第1項により奈良市都市計画マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定にあたり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市都市計画マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの改訂に関すること。
- (2) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (3) その他、懇話会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 座長は、座長が行う進行を代理するものとして副座長を指名することができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(懇話会の公開)

第5条 懇話会の会議は公開とする。

(守秘義務)

第6条 参加者は、会議で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。参加者が退いた後も同様とする。

(開催期間)

第7条 懇話会の開催期間は、都市計画マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定が終

了するまでとする。

(報償)

第8条 参加者の報償の額は、1回につき10,000円とする。

(費用弁償)

第9条 参加者の旅費については、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)を適用する。ただし旅行雑費については、別表第3項を適用する。(区分3)

第10条 懇話会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(施行の細目)

第11条 この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和5年10月2日から施行する。